

## 議案第 2 1 号

向日市水道事業給水管理条例の一部改正について

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

向日市水道事業給水管理条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

（1月の料金の額）

第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税等相当額を加えた額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外

次の表に定めるところにより算出した基本料金の額及び従量料金の額とを合算した額

基本料金

口径	基本料金
13ミリメートル	900円
20ミリメートル	1,120円
25ミリメートル	2,400円
40ミリメートル	11,000円
50ミリメートル	25,000円
75ミリメートル	50,000円
100ミリメートル	75,000円
125ミリメートル以上	125,000円

従量料金

口径	使用水量	従量料金(1立方メートルにつき)
25ミリメートル以下	5立方メートルまでの部分	55円
	5立方メートルを超え、 10立方メートルまでの部分	60円
	10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの部分	112円
	20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの部分	190円
	30立方メートルを超え、 50立方メートルまでの部分	245円
	50立方メートルを超え、 500立方メートルまでの部分	280円
	500立方メートルを超え、 1,250立方メートルまでの部分	320円
	1,250立方メートルを超え、 2,500立方メートルまでの部分	330円
	2,500立方メートルを超え、 5,000立方メートルまでの部分	350円
	5,000立方メートルを超える部分	340円
40ミリメートル以上	5立方メートルまでの部分	60円
	5立方メートルを超え、 10立方メートルまでの部分	70円
	10立方メートルを超え、	125円

20 立方メートルまでの部分	
20 立方メートルを超え、 30 立方メートルまでの部分	225 円
30 立方メートルを超え、 50 立方メートルまでの部分	260 円
50 立方メートルを超え、 500 立方メートルまでの部分	300 円
500 立方メートルを超え、 1, 250 立方メートルまでの部分	350 円
1, 250 立方メートルを超え、 2, 500 立方メートルまでの部分	360 円
2, 500 立方メートルを超え、 5, 000 立方メートルまでの部分	390 円
5, 000 立方メートルを超える部分	370 円

(2) 別に定める基準に該当する集合住宅

次の表に定めるところにより算出した基本料金の額と従量料金の額とを合算した額

基本料金	使用水量	従量料金(1立方メートルにつき)
1, 120 円×戸数	5立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	55 円
	5立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、10立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	60 円

10立方メートルに戸数を乗じて 得た水量を超え、20立方メートル に戸数を乗じて得た水量までの 部分	112円
20立方メートルに戸数を乗じて 得た水量を超え、30立方メートル に戸数を乗じて得た水量までの 部分	190円
30立方メートルに戸数を乗じて 得た水量を超え、50立方メートル に戸数を乗じて得た水量までの 部分	245円
50立方メートルに戸数を乗じて 得た水量を超え、500立方メートル に戸数を乗じて得た水量まで の部分	280円
500立方メートルに戸数を乗じて 得た水量を超え、1,250立方 メートルに戸数を乗じて得た水 量までの部分	320円
1,250立方メートルに戸数を 乗じて得た水量を超え、2,50 0立方メートルに戸数を乗じて得 た水量までの部分	330円
2,500立方メートルに戸数を	350円

乗じて得た水量を超え、5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	
5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超える部分	340円

(3) 公衆浴場法の規定に基づき、業として公衆浴場を営んでいる者

第1号に規定する基本料金の額と使用水量に水量1立方メートルにつき90円を乗じて得た額とを合算した額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の向日市水道事業給水管理条例（以下「改正後の条例」という。）第28条に規定する水道料金については、令和2年6月1日以後に決定する使用水量に係る料金から適用する。

(経過規定)

3 向日市水道事業給水管理条例及び向日市水道新規給水加入金条例の一部を改正する条例（平成13年条例第20号）附則第3項の経過規定を適用された集合住宅については、改正後の条例第28条第2号の規定中「1,120円」とあるのは、「900円」と読み替えて適用する。

〈参 考〉

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																																																																																																		
<p>(1月の料金の額)</p> <p>第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税等相当額を加えた額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外</p> <p style="padding-left: 20px;">次の表に定めるところにより算出した基本料金の額及び従量料金の額とを合算した額</p> <p><u>基本料金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">口径</th> <th style="width: 70%;">基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td style="text-align: right;">900円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td style="text-align: right;">1,120円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td style="text-align: right;">2,400円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td style="text-align: right;">11,000円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td style="text-align: right;">25,000円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td style="text-align: right;">50,000円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td style="text-align: right;">75,000円</td></tr> <tr><td>125ミリメートル以上</td><td style="text-align: right;">125,000円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>従量料金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">口径</th> <th style="width: 40%;">使用水量</th> <th style="width: 50%;">従量料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">25ミリメートル以下</td> <td>5立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: right;">55円</td> </tr> <tr> <td>5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: right;">60円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: right;">112円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: right;">190円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え、50立方メートルまでの部分</td> <td style="text-align: right;">245円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え、</td> <td style="text-align: right;">280円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	基本料金	13ミリメートル	900円	20ミリメートル	1,120円	25ミリメートル	2,400円	40ミリメートル	11,000円	50ミリメートル	25,000円	75ミリメートル	50,000円	100ミリメートル	75,000円	125ミリメートル以上	125,000円	口径	使用水量	従量料金 (1立方メートルにつき)	25ミリメートル以下	5立方メートルまでの部分	55円	5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	60円	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	112円	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	190円	30立方メートルを超え、50立方メートルまでの部分	245円	50立方メートルを超え、	280円	<p>(1月の料金の額)</p> <p>第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税等相当額を加えた額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外</p> <p style="padding-left: 20px;">次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金を合算した額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">口径</th> <th style="width: 10%;">基本料金</th> <th colspan="6" style="width: 80%;">従量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">900円</td> <td>5立方メートル</td> <td>5立方メートル</td> <td>10立方メートル</td> <td>30立方メートル</td> <td>50立方メートル</td> <td>100立方メートル</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">1,330円</td> <td>以下</td> <td>を超過10立方メートル以下</td> <td>を超過30立方メートル以下</td> <td>を超過50立方メートル以下</td> <td>を超過100立方メートル以下</td> <td>を超過</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>るとき</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">8,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">21,000円</td> <td>1立方メートル</td> <td>1立方メートル</td> <td>1立方メートル</td> <td>1立方メートル</td> <td>1立方メートル</td> <td>1立方メートル</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">42,000円</td> <td>につき60円</td> <td>につき80円</td> <td>につき150円</td> <td>につき240円</td> <td>につき260円</td> <td>につき290円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル以上</td> <td style="text-align: right;">62,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	口径	基本料金	従量料金						13ミリメートル	900円	5立方メートル	5立方メートル	10立方メートル	30立方メートル	50立方メートル	100立方メートル	20ミリメートル	1,330円	以下	を超過10立方メートル以下	を超過30立方メートル以下	を超過50立方メートル以下	を超過100立方メートル以下	を超過	25ミリメートル	2,400円						るとき	40ミリメートル	8,600円							50ミリメートル	21,000円	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	75ミリメートル	42,000円	につき60円	につき80円	につき150円	につき240円	につき260円	につき290円	100ミリメートル以上	62,000円						
口径	基本料金																																																																																																		
13ミリメートル	900円																																																																																																		
20ミリメートル	1,120円																																																																																																		
25ミリメートル	2,400円																																																																																																		
40ミリメートル	11,000円																																																																																																		
50ミリメートル	25,000円																																																																																																		
75ミリメートル	50,000円																																																																																																		
100ミリメートル	75,000円																																																																																																		
125ミリメートル以上	125,000円																																																																																																		
口径	使用水量	従量料金 (1立方メートルにつき)																																																																																																	
25ミリメートル以下	5立方メートルまでの部分	55円																																																																																																	
	5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	60円																																																																																																	
	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	112円																																																																																																	
	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	190円																																																																																																	
	30立方メートルを超え、50立方メートルまでの部分	245円																																																																																																	
	50立方メートルを超え、	280円																																																																																																	
	口径	基本料金	従量料金																																																																																																
	13ミリメートル	900円	5立方メートル	5立方メートル	10立方メートル	30立方メートル	50立方メートル	100立方メートル																																																																																											
20ミリメートル	1,330円	以下	を超過10立方メートル以下	を超過30立方メートル以下	を超過50立方メートル以下	を超過100立方メートル以下	を超過																																																																																												
25ミリメートル	2,400円						るとき																																																																																												
40ミリメートル	8,600円																																																																																																		
50ミリメートル	21,000円	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル																																																																																												
75ミリメートル	42,000円	につき60円	につき80円	につき150円	につき240円	につき260円	につき290円																																																																																												
100ミリメートル以上	62,000円																																																																																																		

	500立方メートルまでの部分	
	500立方メートルを超え、 1,250立方メートルまでの部分	320円
	1,250立方メートルを超え、 2,500立方メートルまでの部分	330円
	2,500立方メートルを超え、 5,000立方メートルまでの部分	350円
	5,000立方メートルを超える部分	340円
40ミリメートル以上	5立方メートルまでの部分	60円
	5立方メートルを超え、 10立方メートルまでの部分	70円
	10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの部分	125円
	20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの部分	225円
	30立方メートルを超え、 50立方メートルまでの部分	260円
	50立方メートルを超え、 500立方メートルまでの部分	300円
	500立方メートルを超え、 1,250立方メートルまでの部分	350円
	1,250立方メートルを超え、 2,500立方メートルまでの部分	360円
	2,500立方メートルを超え、 5,000立方メートルまでの部分	390円
	5,000立方メートルを超える部分	370円

(2) 別に定める基準に該当する集合住宅

次の表に定めるところにより算出した基本料金の額  
と従量料金の額とを合算した額

基本料金	使用水量	従量料金 (1立方メートルにつき)
1,120円 × 戸数	5立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	55円
	5立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、10立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	60円
	10立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、20立方メートルに	112円

(2) 別に定める基準に該当する集合住宅

次の表に定めるところにより算出した基本料金と従  
量料金とを合算した額

基本料金	従量料金
1,330円 × 戸数	(5立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 60円
	(10立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 80円
	(30立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 150円
	(50立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 240円
	(100立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 260円
	(100立方メートル×戸数)を超える 1立方メートルにつき 290円



戸数を乗じて得た水量までの部分	
20立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、30立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	190円
30立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、50立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	245円
50立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、500立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	280円
500立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、1,250立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	320円
1,250立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、2,500立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	330円
2,500立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	350円
5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超える部分	340円

(3) 公衆浴場法の規定に基づき、業として公衆浴場を営んでいる者

第1号に規定する基本料金の額と使用水量に水量1立方メートルにつき90円を乗じて得た額とを合算した額

(3) 公衆浴場法の規定に基づき、業として公衆浴場を営んでいる者

第1号に規定する基本料金と使用水量に水量1立方メートルにつき90円を乗じて得た額とを合算した額